

平成30年第11回農業委員会議事録

平成30年11月26日

長瀬町農業委員会

平成30年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年11月13日
開催年月日 平成30年11月26日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局主査 村田 和也
閉会時刻宣告者 14時16分 事務局主査 村田 和也
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 な し

○欠席委員

6	高橋 満	第3区域	染野 亘志
議事参与者	主査 村田 和也	主事	峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (3) 非農地判定について
(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)
- (4) 農用地利用集積計画1件について

(5) 空き家に付随した農地の指定解除 1 件について

(6) その他

- ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局 すみません、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。本日は、南局長が所用で欠席になります。南局長にかわりまして、村田が司会を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。月日の早いもので、もう1カ月そこそこで新しい年を迎えることとなります。きょうは、案件が大分ありまして、委員の方、この後農振の関係もありますので、大分時間がかかるとお思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。早速ですが、始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局 早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席人数は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に高橋委員、欠席の届けが、また、染野推進委員よりありましたので、ご報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないものと認めます。よって、署名人、9番、坂上良資委員、10番、田端久子委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

11月23日、勤労感謝の日に、宝登山神社において恒例の産業祭が開かれ、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

農地法第3条番号1、——氏所有を——氏が農地とし、取得するための許可について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号について説明させていただきます。

次第を1枚おめくりいただきたいと思えます。

議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、——、——さん。譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字——、地目はどちらとも畑、面積は、上から638、13、合計651平方メートルの2筆です。権利の内容は、贈与によります所有権移転となっております。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、矢那瀬消防詰所から南西に約200メートルの場所でございます。

次に、農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、畑6,236平方メートルとなっております。面積要件である3,000平方メートルはクリアしております。農業従事につきましては、農業従事者、男1人、本人、女1人、妻の合計2人でございます。年間従事日数は、男女で300日ということでございます。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は651平方メートル、利用状況は畑となっております。

次に、資金計画は、贈与による所有権移転のため、費用は発生しません。

次に、作付計画ですが、作付品目はクリと野菜ということでございます。作付の時期は、平成30年12月以降を予定しているということでございます。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。その他としては、県立長瀬・玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内と普通地域内にあり、認定外道路に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野亘志氏がきょう欠席でございますので、事務局の村田さん、お願いいたします。

○事務局 そうしましたら、染野推進委員が欠席のため、事務局から説明をさせていただきます。

11月19日に染野推進委員さんと田端委員さんと事務局の村田で、3人で現地確認を行いました。染野推進委員さんからは、譲受人である須賀さんは、農業を長くされており、特に問題は無いとの意見をいただきましたので、ご報告させていただきます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

10番、田端久子委員の説明をお願いいたします。

○10番田端久子委員 10番、田端です。

19日に事務局の村田さん、推進委員の染野さんと確認に行ってきました。事務局のおっしゃったとおり、クリの木が数本植わっています。除草もきれいにされていて、——さんが贈与されても何の心配もないと思うんですけども、今現在、——さんも民宿を盛大にやっていて、農業も盛大にやっています。贈与されても何の問題もないと思うので、審議をよろしくお願いいたします。

○議長 田端委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で、本件は許可相当と決定いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請5件について審議いたします。

農地法第5条番号1、———氏所有の農地、———氏が住宅敷地拡張への事案のため、許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思えます。

議案第2号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、地目は畑、面積は376平方メートルの1筆です。転用の目的は、住宅敷地拡張で、追認となります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、長瀬オートキャンプ場の東側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、10年前ころより孫が来ることが多くなり、一部を駐車スペース、また、家庭用菜園として借用しておりました。このたび、町の指摘もあり、地主さんに相談したところ、譲っていただけることになり、申請する次第ですということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図、現況写真をあわせてごらんいただきたいと思えます。土地造成が376平方メートルとなります。既存の宅地と合わせて548平方メートルとなります。

次に、資金計画ですが、———ということでございます。現在お返ししております申請書に、———も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線26号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 16日に、事務局の村田さんと鈴木会長、3人で現地を確認させていただきました。

既にここの転用の目的にあるとおり、駐車場と家庭菜園として使っているということで、追認ですのでやむを得ないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長 担当が私でございますので、私もこの間一緒に現地確認いたしました。やはり、もう使っているので、また、今齊藤委員の言うとおりでございますのでよろしく願いいたします。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、農地法第5条番号2、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅に転用するため、許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思っております。

議案第2号 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、_____、_____さん、
譲渡人住所・氏名、_____、_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字_____、地目は畑、面積は178平方メートルの1筆です。転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、長瀬上区公会堂の西側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在アパートに住んでおりますが、将来的に手狭になるため、新築住宅を考えました。将来的には親の面倒を見る必要があり、子供の面倒を見てもらうためには、妻の父が所有している土地で、実家から近い申し出土地が最適な場所であるため、選定しましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もあわせてごらんください。土地造成は178平方メートルです。建築物は専用住宅1棟、建築面積は66.24平方メートル。排水処理方法は公共下水道となります。

次に、資金計画ですが、_____
_____というところでございます。現在お返ししています申請書に、_____
_____も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の普通地域内にあり、認定外道路建築基準法上の二項道路に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志氏の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

事務局の村田さんと、それから委員の堀口さんと3人で19日に現地確認に行ってきました。

これは、親から借りるということで、何も問題ないと思います。

以上です。

○議長 中井孝志氏の説明が終わりました。

続いて農業委員の説明をお願いします。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番、堀口です。

先日、19日に事務局の村田さん、推進委員の中井さん、私の3名で立ち会ってまいりました。

場所は、長瀬上区公会堂の140号を隔てた西側にあります。——家の裏の認定外道路の北側で、周りには住宅が建っております。現在は、この場所はクリの大木等がありますが、周りに中住宅なので、住宅地にしたほうがよいところと考えております。

以上ですが、ご審議のほどお願いいたします。

○議長 堀口榮一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議なしと認めます。本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、番号3、番号4は関連がございますので、まとめて説明させていただきます。農地法5条番号3、——氏所有の農地を——氏がキャンプ場敷地として転用のための許可申請について、番号4、——氏所有の農地を——氏が駐車場に転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思っております。

議案第2号 農地法第5条、番号3と番号4についてご説明いたします。

まず、番号3について説明いたします。

番号3、譲受人住所・氏名、——、——

——さん、譲渡人住所・氏名——、——さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字——、地目は畑、面積は806平方メートルの1筆です。転用の目的は、キャンプ場敷地です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内ホテルセラヴィの北側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、当キャンプ場では、以前よりキャンプ場利用客のテント設営地を探していたところ、キャンプ場に隣接している当申請地をお譲りいただけることになりましたので、申請地を買い受け、テント設営による宿泊場所として利用したく、今回の申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をごらんください。土地造成は、806平方メートルです。利用計画は、テント設営スペースとなります。

次に、資金計画ですが、———というところでございます。現在お返ししております申請書に———が添付されていますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、隣接の敷地を使い、町道井戸40号線に接している農地でございます。

続きまして、番号4について説明いたします。次第を1枚おめくりいただきたいと思えます。

番号4、譲受人は番号3と同一のため、省略させていただきます。譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地大字井戸字———、地目はどちらとも畑、面積は654、198、合計852平方メートルの2筆です。転用の目的は駐車場で、追認となります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———内のホテルセラヴィの東側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、申請地———は、以前より長瀬オートキャンプ場の関係者駐車

場として利用しており、今後も同様に関係者駐車場として利用したいため、また、一番のみでは手狭なため、一番も買い受け、一番と同様に関係者駐車場として利用したいため、今回の申請に至りました。なお、一番は、借用当時で現況山林であったため、畑とは気づかず、農地転用許可を得ずに転用しましたことはまことに申しわけございませんでしたということでございます。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図と写真もごらんください。土地造成は852平方メートルです。利用計画は、関係者駐車場となります。

次に、資金計画ですが、—————ということでございます。現在お返ししております申請書に—————も添付されていますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸78号線に接している農地でございます。

以上で番号3、番号4の説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

齊藤喜久夫委員の説明をお願いいたします。

○齊藤喜久夫委員 ナンバー3、ナンバー4とも11月16日に会長と村田さん、3人で現地確認を行いました。

まず、ナンバー3でございますが、説明にあるとおり、キャンプ地の隣地で、既に下は砂地で周りがアカシヤの木が生えていまして、キャンプ地としては適地になるのかなということで、大丈夫だと思います。

また、ナンバー4でございますが、転用の目的にあるとおり、既に関係者の駐車場として使用しておりまして、追認やむなしと感じます。

以上でございます。

○議長 これも私の担当ですので、このキャンプ場は、前から我々も調査、年に何回か、3年ぐらい前から完全に無断で使用しているという経緯があります。今後、始末書をとってこういうふうな状況になったんですが、使っておりますのでやむを得ないと思いますのでよろしくをお願いします。

本件に質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

まず、番号3について採決を行います。

番号3、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議なしと認めます。

続いて、番号4について採決を行います。

番号4は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号4、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、農地法5条、番号5、——氏所有の農地を——氏が住宅敷地として拡張転用するために審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人住所・氏名、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、地目は畑、面積は9.2平方メートルの1筆です。転用の目的は、住宅敷地拡張となります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬地区コミュニティー集会センターから東へ約100メートルの場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在、母は申請地の隣接地に居住しておりますが、南側の敷地が狭く、不便さを感じておりますので、申請地を譲り受け、生活環境の改善を図りたいと考え、本申請に及びましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は9.2平方メートルです。

次に、資金計画ですが、

—ということです。現在お返ししております申請書に

も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬21号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

19日に事務局の村田さんと農業委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。事務局の村田さんの説明のとおりだと思います。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

11番、堀口榮一氏の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番、堀口です。

19日に事務局の村田さん、推進委員の中井さん、私の3名で現地確認をいたしました。

この矢口家の場所は、元長瀬ブドウ園の南側に位置しておりまして、—家母屋の南側が本当に狭いんです。もう猫の額というくらいで、それよりも狭いぐらいの本当に狭い場所でございます。隣接している畑の一部を分けていただくものだということだと思います。面積的にも極少で、お互いよければ本当に問題ない案件じゃないかと思われまして。

以上です。

○議長 堀口榮一氏の説明が終わりました。

これより本件の質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 全員挙手でございますので、異議なしと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎非農地判定について（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）

- 議長 続いて、議案第3号 非農地判定について（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第3号 非農地判定についてご説明いたします。

番号1、所在地、大字井戸字————、————、————、地目は、——、————が畑、————が田、農振区分は、——、————が白地、————が青地、面積は、上から634、874、231平方メートルになります。所有者名は、————さんでございます。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、————区内の井戸下郷区公会堂から北へ約100メートルの場所でございます。こちらに現況写真も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

今回の非農地判定は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものでございます。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を行っております。

非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、または、この土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に農地に該当しないものが非農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

- 齊藤喜久夫委員 こちらにつきましても、11月16日、中川委員と村田さん、3人で現地確認

を行いました。写真のとおり、既に山林化しておりまして、畑や田んぼに戻すのは困難と推量されます。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

○4番中川知久委員 4番、中川です。

先日、16日に齊藤委員さんと村田さんと私で現地確認をしてみました。写真を見てもらったとおりでございます。どうやっても農地とは判断できない状態でございます。これからも畑として復元するのは難しい状態です。写真を見てもらったとおり、ヒノキの60年ぐらいの木がずっと立って、全然農地とは思えません。ただ、右側の写真ですが、梅の木が植えてもらっておりますが、南側が山林になっておりますので、木は立っていますが梅がなる状態ではございません。

以上です。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上を持ちまして質疑を終結いたします。

本件に対する採決を行います。

本件は、非農地判断と決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手ですので、ご異議なしと認めます。よって、本件は非農地と決定し、対象者に非農地通知を、関係機関に一覧表を送付することに決定いたしました。

◎農用地利用集積計画1件について

○議長 続いて、議案第4号 農用地利用集積計画1件についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思っております。

議案第4号 農用地利用集積計画について説明いたします。

番号1、借受人住所・氏名、_____、_____さん、貸付人住所・氏名、_____、_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字本野上字_____、地目はいずれも台帳、現況ともに畑。面積は、上から1,415、884、238、350、153の合計3,040平方メートルの5筆となります。利用権の種類は、使用貸借権の設定。内容は、ソバ栽培、始期、存続期間については、平成30年12月20日から平成31年12月19日までの1年間です。こちらの農用地利用集積は、昨年からの継続案件で、再設定となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、下山集落農業センター北西の場所でございます。

なお、借受人は、既に利用集積計画を決定し、利用権設定している農地については適切に管理していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は申し出のとおり決定したいと思います。

◎空き家に付随した農地の指定解除1件について

○議長 続いて、議案第5号 空き家に付随した農地の指定解除1件について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、また次第を1枚おめくりいただきたいと思っております。

議案第5号 空き家に付随した農地の指定解除1件について説明いたします。

こちらは、平成30年4月から適用をしております長瀬町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱により農地法第3条の下限面積の引き下げを行った農地は、要綱第6条の規定で、

農業委員会は空き家に付随した農地の遊休農地の状態が解消したことを確認したときは、総会の決定を経てその指定を解除するものとするとしてされております。

本件は、遊休農地を解消した届出書の提出があったため、要綱第6条の規定により、指定の解除についてご審議いただくものでございます。

それでは、説明をいたします。

番号1、申請者住所・氏名、_____さん。

続きまして、申請土地の表示ですが、所在地、野上下郷字_____、地目は畑、面積は306平方メートルの1筆となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、県道前橋長瀬線から長瀬ゴルフ倶楽部入り口を入った場所でございます。

農地指定の状況ですが、空き家に付随した農地の指定状況でございます。指定年月日は平成30年6月26日、指定番号は30-1号、遊休農地解消年月日は平成30年10月16日となっております。

申請者の_____さんが、農地法第3条により取得した農地でございますが、10月16日付で遊休農地を解消した届出書の提出があったものでございます。遊休農地を解消した状況につきましては、事務局で確認をしておりますが、こちら、現況写真もあわせて添付させていただいておりますので、確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、申請のあった土地について空き家に付随した農地とし、指定と解除したいと決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は空き家に付随した農地として指定を解除することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございます。12月の委員会は、25日月曜日、午後1時30分からしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、月曜日、午後1時30分にしたいと思いますが、事務局から何かございますか。

(発言する者あり)

○議長 じゃあ、今の委員会の日程、火曜日ということになりますけれども、25日の月曜日になっていますが、これ火曜日。

今言ったように、では、25日火曜日、午後1時30分からにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、決定いたします。

事務局、何かほかにありますか。

○事務局 その他でございますが、先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第4条の1件、農地法第5条の2件は、平成30年11月16日付で許可となっております。

以上となります。

○議長 これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力をありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時16分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年11月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 坂 上 良 資

署名委員 田 端 久 子